国民年金基金連合会 御中

事務処理センター用 拠

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。

●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。

●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。

●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

●生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。

1.申出者

▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

氏 名	フリガナ	基礎年金番号	—
		生年月日	☐昭和5 ☐平成7 年 月 日

●企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。

●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。

●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。

●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。

●拠出限度額と掛金額との差額分は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。

※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。

●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2.当年の掛金額の指定

当年【令和　　年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	円	円
2月26日引落（1月分）	円	円
3月26日引落（2月分）	円	円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	円
6月26日引落（5月分）	円	円
7月26日引落（6月分）	円	円
8月26日引落（7月分）	円	円
9月26日引落（8月分）	円	円
10月26日引落（9月分）	円	円
11月26日引落（10月分）	円	円
12月26日引落（11月分）	円	円
合 計		円

3.翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和　　年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	円
2月26日引落（1月分）	円
3月26日引落（2月分）	円
4月26日引落（3月分）	円
5月26日引落（4月分）	円
6月26日引落（5月分）	円
7月26日引落（6月分）	円
8月26日引落（7月分）	円
9月26日引落（8月分）	円
10月26日引落（9月分）	円
11月26日引落（10月分）	円
12月26日引落（11月分）	円
合 計	円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
（26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます）

6月受付 → 引落日 8月26日

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	9	8	5	5	0	0	2				三井住友海上火災保険株式会社

受付金融機関	事務処理センター
令和9　年　月　日	

『納付月と金額を指定して納付（年単位拠出）』する場合の手続および手続書類「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領

新規加入時用

ご希望のお客さまのみご利用ください。

掛金は、『毎月定額で納付する』以外に、任意に決めた特定の月にまとめて納付することや特定の月だけ増額して納付することができます。このように『納付月と金額を指定して納付』することを確定拠出年金制度では、**【年単位拠出】**といいます。

企業型確定拠出年金の加入者となっている方へ

企業型確定拠出年金の加入者がｉＤｅＣｏに加入する場合は、『納付月と金額を指定して納付』を選択することはできません。掛金の納付方法は、必ず『毎月定額納付』を選択してください。（このお手続はご利用いただけません。）

1 年単位拠出の仕組み

「年単位拠出」では、引落月で１月から１２月までの１年間（年単位）で、いつ（納付月）、いくら（金額）納付するかを決定します。

A 拠出単位期間

B 拠出区分期間 ｜ 拠出区分期間

引　落　月	１月（前年12月分）	２月（１月分）	３月（２月分）	４月（３月分）	５月（４月分）	６月（５月分）	７月（６月分）	８月（７月分）	９月（８月分）	１０月（９月分）	１１月（10月分）	１２月（11月分）
掛金納付例	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円

A 年単位の期間は、引落月で１月から１２月（掛金で１２月分から翌年１１月分）までの１年間です。この期間のことを「**拠出単位期間**」といいます。

B 「拠出単位期間」（1 年間）を任意に区分し、掛金の納付月を決めます。この任意に区分する期間のことを「拠出区分期間」といいます。　※毎月定額納付は、「拠出単位期間」を 12 の「拠出区分期間」に区分します。

2 掛金の掛金限度額（拠出限度額）の考え方

掛金の納付を年単位で考えるため、掛金をいつ（納付月）、いくら（金額）納付するかによって月ごとの積立限度額が変わります。

例

拠出区分期間　：　３か月（引落月で３月、６月、９月、１２月に積み立てる）

掛　　金　　額　：　50,000 円／１回あたり

積 立 限 度 額　：　23,000 円／月

引　落　月	１月（前年12月分）	２月（１月分）	３月（２月分）	４月（３月分）	…	１０月（９月分）	１１月（10月分）	１２月（11月分）
①積立限度額	23,000円	46,000円	69,000円	42,000円		80,000円	103,000円	126,000円
②掛　金　額	0円	0円	50,000円	0円		0円	0円	50,000円
③繰　越　額	23,000円	46,000円	19,000円	42,000円		80,000円	103,000円	76,000円

翌年への繰越はできません。 → ✕

①積立限度額	積立限度額（月額）に拠出区分期間の月数を掛けた額から実際に積み立てた掛金額を差し引いた金額。
例の場合	３月の積立限度額：（積立限度額 23,000 円/月× ３か月）－（掛金額　　0 円）　=　69,000 円 ４月の積立限度額：（積立限度額 23,000 円/月× ４か月）－（掛金額 50,000 円）　=　42,000 円
②掛 金 額	15,000 円（5,000 円／月× ３か月分）以上積立限度額の範囲の 1,000 円単位の金額を設定します。
例の場合	３月の掛金額 50,000 円は、15,000 円～69,000 円の範囲の金額。
③繰 越 額	積立限度額と掛金額との差額は次月に繰越します。ただし、翌年には繰越しできません。
例の場合	３月の差額 19,000 円は４月に繰越します。12 月の差額 76,000 円は翌年に繰越しできません。

3　納付月と掛金額の決定

『納付月と金額を指定して納付』には、次のような設定（例）が可能です。

※掛金額の指定は、加入月の翌々月からとなるため、加入月の翌月は必ず「０円」とする必要があります。

例１　特定の月（６月と 12 月引落）だけにまとめて納付する。

■加　入　月：４月
■納　付　月：６月・12月
（引落月）
■積立限度額：23,000 円／月
■掛　金　額：納付月の積立限度額と同額

« 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

引　落　月	４月	５月（４月分）	６月（５月分）	７月（６月分）	８月（７月分）	９月（８月分）	１０月（９月分）	１１月（10月分）	１２月（11月分）
積立限度額	加入月	23,000円	46,000円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	138,000円
掛　金　額		0円	46,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円
繰　越　額		23,000円	0円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	0円

例２　毎月納付するが、特定の月（６月と１２月引落）だけ増額する。

■加　入　月：４月
■納　付　月：毎月
（引落月）　（6月･12 月は増額）
■積立限度額：23,000 円／月
■掛　金　額：20,000 円／月

« 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

引　落　月	４月	５月（４月分）	６月（５月分）	７月（６月分）	８月（７月分）	９月（８月分）	１０月（９月分）	１１月（10月分）	１２月（11月分）
積立限度額	加入月	23,000円	46,000円	23,000円	26,000円	29,000円	32,000円	35,000円	38,000円
掛　金　額		0円	46,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	38,000円
繰　越　額		23,000円	0円	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	0円

4　「納付月と金額を指定して納付」する場合の留意事項

● 『納付月と金額を指定して納付』の場合は、事前に、掛金の納付月と金額を指定して、国民年金基金連合会に届け出ておく必要があります。
事前に届け出た納付月以外に納付することや届け出た金額と異なる金額を納付することはできません。

● １１月に加入を申し出る場合は、『納付月と金額を指定して納付』を選択することはできません。
選択したい場合は、『毎月定額納付』での加入後、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、改めて、掛金額区分の変更手続を行ってください。

●掛金の前納・追納はできません。
例えば、１月に１年分まとめて納付することや納付（引落し）できなかった月の掛金を後からまとめて納付することはできません。

●掛金額の変更は、１月引落（前年１２月分掛金）から１２月引落（１１月分掛金）までの１年間に１回だけ行うことができます。
被保険者種別の変更等による限度額変更に伴って掛金額や拠出区分を変更される場合は、変更回数に含みません。

●拠出区分の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分期間以降の掛金が積み立てできなくなります。

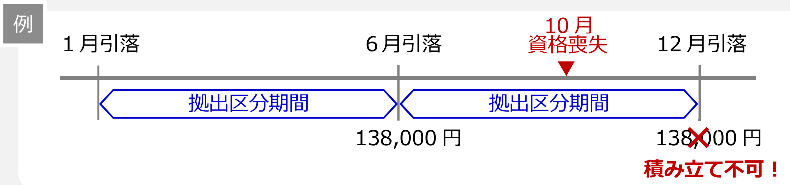

掛金額 138,000 円を 6 月と 12 月の年 2 回積み立てる場合、10 月に資格喪失すると、12 月に納付（引落）予定の 138,000 円全額の積み立てができなくなります。

※次ページ以降に掲載のお手続書類ご記入にあたってのご留意事項も併せてご確認ください。

5　手続（必要書類と記入要領）

「加入者月別掛金額登録・変更届」を「個人型年金加入申出書」と併せて提出してください。

加入者月別掛金額登録・変更届

納付月と掛金額を記入します。

▶記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

※『毎月定額納付』を選択した場合、「加入者月別掛金額登録･変更届」の提出は不要です。

個人型年金加入申出書

「５.掛金額区分」欄で『□　納付月と金額を指定して納付します。』にチェック（ ☑ ）を入れてください。

※手続の詳細については、被保険者種別ごとの「個人型年金加入申出書」の記入要領をご参照ください。

「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領 1

＊ご不明な点は、コールセンターまでお問い合わせください。

例１ 特定の月（６月と 12 月引落）だけにまとめて納付する。

- ■加　入　月：4月
- ■納　付　月：6月・12月（引落月）
- ■積立限度額：23,000 円／月
- ■掛　金　額：納付月の積立限度額と同額

« 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

引　落　月	４月	５月（４月分）	６月（５月分）	７月（６月分）	８月（７月分）	９月（８月分）	１０月（９月分）	１１月（10月分）	１２月（11月分）
積立限度額	加入月	23,000円	46,000円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	138,000円
掛　金　額		0円	46,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円
繰　越　額		23,000円	0円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	0円

«以下は記入例です。実際のご記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。»

国民年金基金連合会 御中　　事務処理センター一用 拠

加入者月別掛金額登録・変更届

- ●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- ●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
- ●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- ●生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。

1.申出者　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1

氏 名	フリガナ ネンキン　イチロウ 年金　一郎	基礎年金番号	1234－567890
		生年月日	☑昭和5 □平成7　49年10月06日

- ●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- ●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- ●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
  例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。
- ●拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
- ●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
- ●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- ●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2.当年の掛金額の指定

2 当年【令和 3 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	「納付済」欄には記入しないでください　円	円
2月26日引落（1月分）	円	円
3月26日引落（2月分）	円	円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	0 円
6月26日引落（5月分）	円	46,000 円
7月26日引落（6月分）	円	0 円
8月26日引落（7月分）	円	0 円
9月26日引落（8月分）	円	0 円
10月26日引落（9月分）	円	0 円
11月26日引落（10月分）	円	0 円
12月26日引落（11月分）	円	138,000 円
合　計		184,000 円

注１（5月26日引落・6月26日引落）　注２（12月26日引落）

3.翌年以降の掛金額の指定

3 翌年【令和 4 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	0 円
2月26日引落（1月分）	0 円
3月26日引落（2月分）	0 円
4月26日引落（3月分）	0 円
5月26日引落（4月分）	0 円
6月26日引落（5月分）	138,000 円
7月26日引落（6月分）	0 円
8月26日引落（7月分）	0 円
9月26日引落（8月分）	0 円
10月26日引落（9月分）	0 円
11月26日引落（10月分）	0 円
12月26日引落（11月分）	138,000 円
合　計	276,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
（26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます）

6月受付 → 引落日 8月26日

受付金融機関および事務処理センター 使用欄

受付金融機関

1 申出者

フリガナを含め、もれなくご記入ください。

◆印字されている項目がある場合は誤りがないかご確認ください。

基礎年金番号は年金手帳でご確認ください。

◆不明な場合は、日本年金機構にお問い合わせください。

2 当年の掛金額の指定

「当年【令和　　年】」欄

- ・必ずご記入ください。
- ・当年とは、加入月の属する拠出単位期間（引落月で１～12月）を指します。

掛金額 欄

- ・加入月以降で、掛金を納付する月に掛金額を、掛金を納付しない月には「０」円をご記入ください。

注１ 掛金額は「加入月の２か月後の引落日」から指定することができます。加入月の翌月の欄には、必ず「０」円と記入してください。

※この例では、加入月の翌月にあたる５月引落の欄に「０円」、加入月の翌々月にあたる６月引落の欄に５月分を含む「46,000 円」と記入します。

注２ 「12 月 26 日引落（11 月分）」の掛金額欄には、5,000 円×拠出区分期間月数以上の掛金額を指定してください。「０」円は指定不可。

※この例では、5,000 円×6 か月分（７月引落～12 月引落）＝30,000 円以上、積立限度額以内の金額を記入します。

納付済 欄　・記入不要です。

3 翌年の掛金額の指定

「翌年【令和　　年】以降」欄

- ・必ずご記入ください。

掛金額 欄

- ・納付する月の掛金額欄に金額を記入してください。
- ・当年の掛金額の指定と同じ内容で指定する場合も記入する必要があります。
- ・掛金を納付しない月には「０」円を記入してください。

ご記入にあたってのご留意事項

●資格喪失年齢到達月以降の月は、納付月として指定できません。

引落日	例１ 掛金額	例２ 掛金額
1月26日引落（前年12月分）	23,000円	23,000円
2月26日引落（1月分）	23,000円	23,000円
3月26日引落（2月分）	円	23,000円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	円

[当年]中もしくは[翌年]中に資格喪失年齢※に到達する場合は、資格喪失年齢到達月（資格喪失年齢の誕生日の前日が属する月）以降の月の「掛金額」欄には掛金額を記入しないでください。

※資格喪失年齢は、被保険者の種別によって異なります。
第１号被保険者・第３号被保険者の方は６０歳
第２号被保険者の方は６５歳

例１ 第１号被保険者で 60 歳の誕生日が３月１日の場合
誕生日の前日が属する月《２月分》以降は掛金額の指定ができないため、**掛金額欄は空欄**としてください。

例２ 第１号被保険者で 60 歳の誕生日が３月１５日の場合
誕生日の前日が属する月《３月分》以降は掛金額の指定ができないため、**掛金額欄は空欄**としてください。

・この書類だけではお手続できません。必ず、「個人型年金加入申出書」と併せてご提出ください。

「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領 2

＊ご不明な点は、コールセンターまでお問い合わせください。

例２　毎月納付するが、特定の月（６月と１２月引落）だけ増額する。

■加　入　月：４月
■納　付　月：毎月
（引落月）　（６月･12月は増額）
■積立限度額：23,000円／月
■掛　金　額：20,000円／月

« 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

引　落　月	４月	５月（４月分）	６月（５月分）	７月（６月分）	８月（７月分）	９月（８月分）	１０月（９月分）	１１月（10月分）	１２月（11月分）
積立限度額	加入月	23,000円	46,000円	23,000円	26,000円	29,000円	32,000円	35,000円	38,000円
掛　金　額		0円	46,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	38,000円
繰　越　額		23,000円	0円	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	0円

«以下は記入例です。実際のご記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。»

国民年金基金連合会 御中　　　事務処理センター用

加入者月別掛金額登録･変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
●生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。

1.申出者　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1			
氏名	フリガナ ネンキン　イチロウ 年金　一郎	基礎年金番号	1234－567890
		生年月日	☑昭和5 □平成7　49年10月06日

●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。
●拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2.当年の掛金額の指定（2）
当年【令和 3 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	「納付済」欄には記入しないでください　円	円
2月26日引落（1月分）	円	円
3月26日引落（2月分）	円	円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	0 円
6月26日引落（5月分）	円	46,000 円
7月26日引落（6月分）	円	20,000 円
8月26日引落（7月分）	円	20,000 円
9月26日引落（8月分）	円	20,000 円
10月26日引落（9月分）	円	20,000 円
11月26日引落（10月分）	円	20,000 円
12月26日引落（11月分）	円	38,000 円
合　計		184,000 円

注１（5月・6月）　注２（12月）

3.翌年以降の掛金額の指定（3）
翌年【令和 4 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	20,000 円
2月26日引落（1月分）	20,000 円
3月26日引落（2月分）	20,000 円
4月26日引落（3月分）	20,000 円
5月26日引落（4月分）	20,000 円
6月26日引落（5月分）	38,000 円
7月26日引落（6月分）	20,000 円
8月26日引落（7月分）	20,000 円
9月26日引落（8月分）	20,000 円
10月26日引落（9月分）	20,000 円
11月26日引落（10月分）	20,000 円
12月26日引落（11月分）	38,000 円
合　計	276,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
（26日が土日･祝日の場合は翌営業日に引落されます）
6月受付 → 引落日 8月26日

受付金融機関

1 申出者

フリガナを含め、もれなくご記入ください。
◆印字されている項目がある場合は誤りがないかご確認ください。

基礎年金番号は年金手帳でご確認ください。
◆不明な場合は、日本年金機構にお問い合わせください。

2 当年の掛金額の指定

「当年【令和　　年】」欄
・必ずご記入ください。
・当年とは、加入月の属する拠出単位期間（引落月で１～12月）を指します。

掛金額 欄
・加入月以降で、掛金を納付する月に掛金額を、掛金を納付しない月には「０」円をご記入ください。

注１ 掛金額は「加入月の２か月後の引落日」から指定することができます。加入月の翌月の欄には、必ず「０」円と記入してください。

※この例では、加入月の翌月にある５月引落の欄に「０円」、加入月の翌々月にある６月引落の欄に５月分を含む「46,000円」と記入します。

注２ 「12月26日引落（11月分）」の掛金額欄には、必ず5,000円以上の掛金額を指定してください。
「０」円は指定不可。

納付済 欄　・記入不要です。

3 翌年の掛金額の指定

「翌年【令和　　年】以降」欄
・必ずご記入ください。

掛金額 欄
・納付する月の掛金額欄に金額をご記入してください。
・当年の掛金額の指定と同じ内容で指定する場合も必ずご記入ください。
・掛金を納付しない月には「０」円を記入してください。

・この書類だけではお手続きできません。必ず、「個人型年金加入申出書」と併せてご提出ください。

ご記入にあたってのご留意事項

●資格喪失年齢到達月以降の月は、納付月として指定できません。

引落日	例１ 掛金額	例２ 掛金額
1月26日引落（前年12月分）	23,000円	23,000円
2月26日引落（1月分）	23,000円	23,000円
3月26日引落（2月分）	円	23,000円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	円

[当年]中もしくは[翌年]中に資格喪失年齢※に到達する場合は、資格喪失年齢到達月（資格喪失年齢の誕生日の前日が属する月）以降の月の「掛金額」欄には掛金額を記入しないでください。

※資格喪失年齢は、被保険者の種別によって異なります。
第１号被保険者・第３号被保険者の方は６０歳
第２号被保険者の方は６５歳

例１　第１号被保険者で60歳の誕生日が３月１日の場合
誕生日の前日が属する月《２月分》以降は掛金額の指定ができないため、**掛金額欄は空欄**としてください。

例２　第１号被保険者で60歳の誕生日が３月１５日の場合
誕生日の前日が属する月《３月分》以降は掛金額の指定ができないため、**掛金額欄は空欄**としてください。